環自総発第1401071号 平成26年1月7日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市 ・中核市動物愛護管理主管部(局)長あて

今般、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)が改正され、新たに、非営利であっても、飼養施設を有し、一定数以上の動物の取扱いを行う者は、都道府県知事等へ第二種動物取扱業の届出が義務付けられた。このことに関して、複数の自治体から、競馬場等(競馬場、馬事公苑等)で行われる乗馬体験・ふれあい事業等(以下「ふれあい事業等」という。)が第二種動物取扱業に該当するか等について疑義照会があり、農林水産省生産局畜産部競馬監督課と調整し、下記のとおり取扱いを整理したので、関係者への啓発指導等を図られたい。

記

飼養施設を設置して、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第10条の5第2項に規定する頭数以上の引退馬、ポニー又はうさぎ等を飼養管理し、競馬場等において無償でふれあい事業等を実施している場合は、法第24条の2に規定された第二種動物取扱業の展示業に該当しうると判断される。

なお、第二種動物取扱業の届出要件である飼養施設や動物については、ふれあい事業等の実施者が自ら所有するものだけでなく、他人が所有している飼養施設や動物を継続的に借りる等して、ふれあい事業等を実施する場合も、法第24条の2に規定する第二種動物取扱業に該当しうると判断される。

- 注1:競走馬については従来通り法第10条第1項に規定する「畜産農業に係る動物」に該当すると判断され、競走馬のみを取り扱う者は動物取扱業には該当しない。
- 注2: ふれあい事業等の実施者が、競馬場等以外の既に第二種動物取扱業の届出をしている 飼養施設から引退馬等を競馬場等に運び、競馬場等において一時的なふれあい事業等を実 施する場合は、競馬場等の管理者が別途当該競馬場等を飼養施設として届出する必要はな いが、この場合、ふれあい事業等の実施者は、あらかじめ届出様式の「業務の具体的内容」 等の記載欄において当該取扱いを実施する旨を記載しておくことが適当と考えられる。
- 注3:競馬法(昭和23年法律第158号)第4条(平成26年4月1日以降は第5条)(第22条において準用する場合も含む)に基づく入場料については、競馬場内の秩序を維持する観点から 徴収が義務づけられているものであり、第一種動物取扱業への該当要件である営利性の判 断の対象とはならない。